

# 更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 理事会規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、更生保護法人滋賀県更生保護事業協会（以下「本会」という。）の定款第46条に基づき、本会の理事会に関する事項について規定し、理事会の適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

### (構 成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

## 第2章 理事会の招集

### (理事会の招集)

第3条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を示して招集の請求があったとき

3 理事長は、前項第2号の請求があった場合は、その請求があった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

### (招集の通知)

第4条 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに理事に対して、その通知を発しなければならない。

## 第3章 理事会の議事

### (議 長)

第5条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは副理事長とする。また、理事長が特別の利害関係を有する決議に関しても同様とする。

### (理事会の運営)

第6条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別の

利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

- 4 議長が前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該理事は当該議案の決議に加わることができない。

(決議)

第7条 理事会の決議は、定款に別に定めるものを除き、理事総数の過半数をもって決する。

(書面表決)

第8条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(書面による議決)

第9条 理事長は、簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(関係者の出席)

第10条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令及び本会の定款で定めるところにより、議事録を作成する。

#### 第4章 理事会の権限

(権限)

第12条 理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、理事長、副理事長及び常務理事の選任若しくは解職その他法令又は本会の定款で定める職務を行う。

(理事の取引の承認)

第13条 理事が自己又は第三者のためにする本会との取引（以下「利益相反等取引」という。）をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承

認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
  - (2) 取引の内容
  - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
  - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
  - (5) その他必要事項
- 2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第14条 理事長及び常務理事は、自己の職務執行の状況を理事会において報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

3 理事が利益相反等取引をしたときは、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第15条 理事会の事務局は、事務局長が当たる。

## 第6章 雑則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和2年3月13日から施行する。